

預金口座付番に係る特定個人情報の利用目的追加について

株式会社八十二銀行（以下「当行」といいます。）は、個人情報保護法第 15 条第 2 項および第 18 条第 3 項を踏まえ、当行の「個人番号および個人番号をその内容に含む個人情報の利用目的」を以下のとおり変更（追加）することをご連絡いたします。なお、変更日は、預金口座付番が開始される平成 30 年 1 月 1 日からといたしますので、申し添えます。

※変更（追加）点は下線部をご覧ください。

特定個人情報の利用目的

当行は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年 5 月 31 日法律第 27 号）に基づき、個人番号を含む個人情報（特定個人情報）を、下記目的の達成に必要な範囲で利用いたします。

記

利用目的	<ul style="list-style-type: none">○ 金融商品取引に関する法定書類作成事務○ 金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務○ 非課税貯蓄制度等の適用に関する事務○ 国外送金等取引に関する法定書類作成事務○ 金地金等の取引にかかる法定書類作成事務○ 信託取引に関する法定書類作成事務○ 生命保険契約等に関する法定書類作成事務○ 損害保険契約等に関する法定書類作成事務○ その他法令に基づく法定書類作成事務等○ <u>預金口座付番に関する事務</u>
------	---